

食品包材の安全・安心

Profil

著者紹介

三菱商事パッケージング株式会社

内藤 真 Makoto Naitoh

東京理科大学 応用化学科卒 「包材の総合サプライヤー」の視点から“信頼性の高い包材の供給”を目的に、包材工場の設備・管理の調査やアドバイスを行い、包装業界の安定を目標としている。業界誌への寄稿やセミナーを通じて、包装業界に、さらなる安全・安心な包材の供給を提言。海外ではカトラリー類の中国各地の工場の管理と品質向上を推進している。

JRCA登録 ISO9001品質管理マネジメントシステム審査員補

【容器包装と器具に対する法律】

食品容器包装と器具には、食品衛生法に次のように定義されています。

- ・製品:「営業上使用する器具及び容器包装」
- ・対象:「製造および販売・輸入する者」

食品衛生法:器具・容器包装とは

第4条(定義)

④ 器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。

例:



⑤ 容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

例:



*厚生労働省 ホームページ

○第15条:清潔・衛生であること

「**営業上使用する器具及び容器包装は清潔でなければならない**」

容器包装が清潔であるためには、包材工場が清潔であることが必要です。作業者の衛生管理、工場内の整理・整頓が求められており、この考え方は食品工場と同じです。しかし、包材工場は素材が紙・プラスチック・金属など様々な製品と、多くの加工方法があり、製造ラインをみると、食品工場とは環境の違いがあります。



*写真はイメージです

具体的には・・・作業者の入室設備・搬入搬出設備・生産機械・加工室の清潔管理

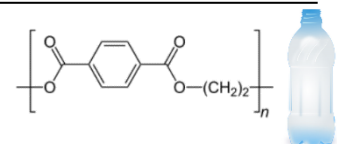
○第16条:有害・有毒な物質は含まないこと

「**有害・有毒な物質が含有または付着する、器具及び容器包装は、販売または製造、輸入、営業上使用してはならない**」

「含有」と「付着」は分けて考えます。包材の素材に含有してはいけない基準は第18条により定められますが、包材業界では各素材に対して業界自主基準があります。

プラスチックではポジティブリストが自主基準となっています。

一方、付着防止は、原料、部品の一部や埃・油などの異物対策と考えます。



*写真はイメージです

具体的には・・・

- ・含有:「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装に関する自主基準」
原料・材料・製品の確認証明書(ポリオレフィン等衛生協議会)
「食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準」(日本製紙連合会)
その他、インキや接着剤など業界の自主基準があります。
- ・付着:設備の清掃・整備、加工用機器の管理、材料の破損防止
製品目視検査、異物除塵機、金属探知機

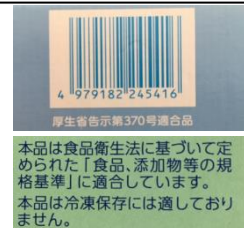
○第18条:規格及び基準

「厚生労働大臣は、器具、容器包装、原材料の規格・製造方法の基準を定めることができる」

現在、日本で施行されている法律が該当します。

具体的には・・・

- ・「食品添加物の規格基準」(厚生省告示 370号) 含有量と溶出量の検査
- ・「乳及び乳製品の成分規格に関する省令」(厚生省令 52号)



*小売りの食品ラップ・保存容器の表示例

【改正食品衛生法】

2020年から改正食品衛生法が施行されます。この中に容器包装には以下が加わりました。(条文は一部省略しています)

○第50条の2 第一項

「営業(器具または容器包装の製造を除く)の施設の、衛生的な管理について、基準を定めるものとする

- 二. 食品衛生上の危害の発生を防止するために、特に重要な工程を管理するための取組(小規模な営業者にあっては取り扱う食品の特性に応じた取組)に関すること。」

ひとことコメント

『容器包装と器具を扱う工場に対しては、HACCP そのものは除く』
このように理解できます。食品工場に対してはHACCPを要求しますが、包材工場は含みません。しかし、HACCPの考え方はクレーム対策として重要です。

○第50条の3 第一項

「器具または容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理、その他公衆衛生必要な措置について」

- 一. 施設の内外の清潔保持、その他一般的な衛生管理に関すること。
- 二. 食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な、適正に製造を管理する取組に関すること。」

ここでは、一は、一般衛生管理と工場内の5S(整理・整頓・清潔・清掃・躰)に該当します。二は、加工基準や手順・管理などが該当します。まずは、現状を確認しながら進めます。危害防止の観点からみると、HACCPでの危害の設定や危害防止も取り入れることで外部には工場の安全・安心がより担保されます。

○第50条の3 第三項

「都道府県知事等は、公衆衛生上必要な措置について、第一項の規定により定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。」

ひとことコメント

『届出の確認』

食品包材工場は、所在地・取扱製品を都道府県に届け出ることになります。

この届け出の有無の確認は必要でしょう。

項目	
1	申請日
2	申請者(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)(氏名(ふりがな)、住所、生年月日、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)
3	営業所(名称、屋号又は商号、車両番号(移動営業の場合)、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)
4	主として取り扱う器具・容器包装(器具/容器包装及びポジティブリスト対象材質の別)

※ 器具・容器包装の販売業については届出不要。

*厚生労働省 ホームページ

○第50条の4 第一項

第18条第三項に規定する政令で定める材質の原材料が使用された器具または容器包装を販売・製造・輸入する者は、取り扱う器具または容器包装が次の各号のいずれかに該当する旨を説明しなければならない。

一. 規格に適合していること

二. 規定する加工がされている器具または容器包装であること

プラスチックに対しては、ポジティブリストへの適合が要求されます。これは、今回の改正の目的である「国際的基準との整合性」に相当します。

日本のプラスチックメーカーや加工業者による包材は、ほとんどが業界自主基準によるポジティブリストへの対応が確認されています。

ひとことコメント

『法律の適切な運用』

食品包材には、安全・安心、衛生性が法制化されましたが、厚生労働省は包材工場に対して、具体的なガイドを挙げています。

○安全性確保のための取組内容の具体的な事例(抜粋)

1. 施設・設備の管理…清掃洗浄・作業手順・教育訓練
2. 安全な製品と品質設計…危害要因・許容基準・工程・不良処理
3. サプライチェーンを通じた情報伝達…受入原反・仕様書・製造指図書
4. 健康被害発生時の対応策の整備…受入原反記録・出荷記録・ロット記録

ひとことコメント

『包材工場は、過度の対応ではなく、経済性をみて対応をしていく』

多くの包材工場では、生産工程と手順など何らかの形で、安全性確保への取組が実現されています。これを行政や食品業界に発信したいと思います。